

令和 8 年度家畜保健衛生事業計画

令和 7 年度家畜保健衛生事業成績



令和 8 年 7 月

福井県家畜保健衛生所

目 次

【概況】

I	所在地	1
II	沿革	2
III	施設	2
IV	組織および分掌事務	2
V	家畜飼養頭羽数	3

【令和8年度家畜保健衛生事業計画】

I	事業重点施策	4
	1 監視伝染病の発生予防とまん延防止	
	2 若狭牛の生産拡大	
	3 安全な畜産物の供給と生産性の向上	
	4 人獣共通感染症の発生防止	
II	事業実施方針	5
	1 家畜伝染病予防事業	
	2 家畜衛生技術普及強化事業	
III	家畜衛生関係手数料一覧表	8
	1 福井県手数料徴収条例（抜粋）	
	2 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例（抜粋）	
	3 動物用医薬品販売関係申請手数料（抜粋）	
IV	主要事業の実施要領等	9
	第1 牛関係事業	
	第2 豚関係事業	
	第3 家きん関係事業	
	第4 共通事業	
V	福井県防疫対策要領等（一部）	13
	1 福井県牛伝染性リンパ腫防疫対策要領	
	2 福井県ヨーネ病防疫対策要領	

【令和7年度家畜保健衛生事業成績】

I	家畜伝染病予防事業成績	24
	第1 予防事業 総括表	
	1 ヨーネ病検査成績	
	2 牛伝染性疾病検査成績	
	3 牛海綿状脳症検査成績	
	4 豚熱検査成績	
	5 豚伝染性疾病検査成績	
	6 野生いのしし豚熱検査成績	
	7 豚熱ワクチン接種成績	
	8 伝達性海綿状脳症検査成績（めん羊・山羊）	
	9 家きん伝染性疾病検査成績	
	10 腐蛆病検査成績	
	第2 監視伝染病発生状況	
II	家畜衛生技術普及強化事業成績	32
	総括表	
	1 家畜飼養衛生環境改善特別指導事業成績	
	2 繁殖管理技術指導事業成績	
	3 動物薬事関係業務成績	
	4 受精卵移植技術向上対策事業成績	
	5 家畜伝染病まん延防止対策事業成績	
	6 酪農経営安定化事業成績	
III	病性鑑定成績	38
	1 概要	
	2 家畜別病性鑑定実施件数	
	3 月別病性鑑定実施件数	
	4 依頼者別内訳	
	5 項目別病性鑑定実施件数	
	6 依頼目的別病性鑑定実施件数	
	7 主な畜種別病性鑑定結果	

【概 況】

I 所 在 地

福井県家畜保健衛生所

〒918-8226 福井県福井市大畑町第69号10番1

Tel: 0776-54-5104 Fax: 0776-54-5966



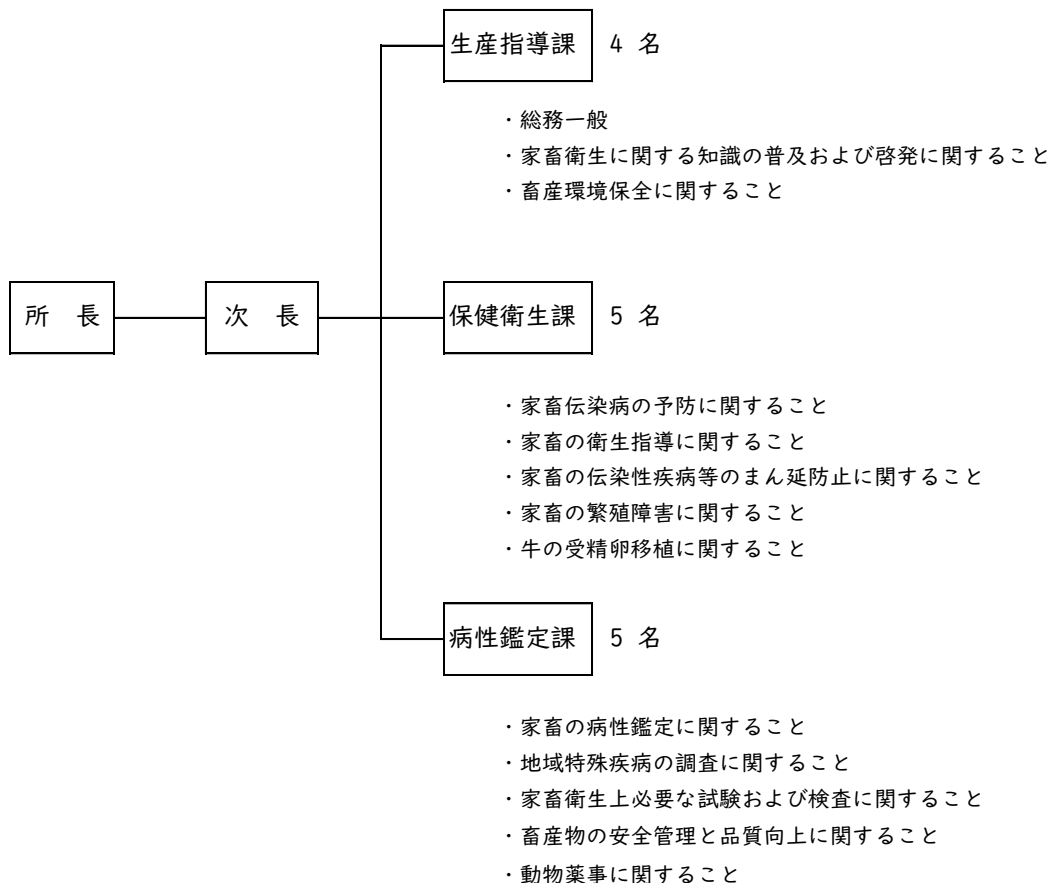
Ⅱ 沿革

家畜保健衛生所は、当初家畜衛生指導所として、昭和 24 年に福井、丸岡、小浜の 3 か所に設置され、翌年、家畜保健衛生所法制定に伴い、県下 8 か所に設置された。その後、昭和 43 年に福井県家畜保健衛生所、坂井、勝山、朝日、南条、敦賀および小浜連絡所として設置された。さらに、昭和 47 年から福井県家畜保健衛生所、福井県家畜保健衛生所嶺南支所（平成 8 年に福井県嶺南家畜保健衛生センターに改称）が設置され、平成 12 年 12 月に福井県家畜保健衛生所が新築移転した。令和 2 年 3 月 31 日付けで福井県嶺南家畜保健衛生センターを廃止し、同年 4 月 1 日に福井県家畜保健衛生所に集約した。

Ⅲ 施設

福井県家畜保健衛生所は、敷地面積 4,568 m²に鉄筋コンクリート造 2 階建ての本館 1,541 m²のほか、実験動物飼育舎、車庫、排水処理施設等を設置し、病性鑑定機能を有する施設である。

Ⅳ 組織および分掌事務



V 家畜飼養頭羽数

(R8年3月31日 中山間農業・畜産課調)

畜種 市町	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏		馬		山羊	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	頭数	戸数	頭数
福井市	2	123	3	256			4	5,431	1	24,000	5	51	7	21
敦賀市	1	26	2	39			1	200			1	1	2	6
小浜市														
大野市	4	121			1	178								
勝山市	3	136					1	110			2	5	1	14
鯖江市							1	200						
あわら市	2	151					2	201,167	1	18,000	1	12		
越前市					1	2,202	3	37,000						
坂井市	2	53	11	919			3	349,359	1	16,000	1	6	2	9
池田町			3	249			1	400						
南越前町							2	285,935						
越前町														
美浜町	1	56	1	94									1	4
高浜町														
おおい町			1	12			1	190			1	6	3	3
若狭町	1	32	1	13			1	5,400					2	2
官公署 学校等	2	198	2	122	3	12	2	2,311			1	2	3	19
合 計	18	896	24	1,704	5	2,392	22	887,703	3	58,000	12	83	21	78

【令和 8 年度家畜保健衛生事業計画】

I 事業重点施策

1 監視伝染病の発生予防とまん延防止

家畜伝染病予防法に基づく定期検査および立入検査により、監視伝染病（家畜伝染病又は届出伝染病）の発生予防・予察およびまん延防止を図る。特に、口蹄疫、牛海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ、豚熱などの社会的に影響が大きい特定家畜伝染病については、発生の未然防止に重点を置いた危機管理体制の充実を図る。

2 若狭牛の生産拡大

生産性を阻害している要因の除去に努めるとともに、優良な受卵牛の選定と適切な受精卵移植により若狭牛の生産拡大を図るほか、子牛の育成管理指導を強化する。

3 安全な畜産物の供給と生産性の向上

生産段階からの衛生検査・巡回指導による飼養環境の改善、家畜排せつ物の管理適正化、動物用医薬品の適正使用、さらに、生産履歴管理（トレーサビリティシステム）の徹底を図り消費者に高品質で安全な畜産物の供給に努める。また、家畜の高能力化に伴う生産病を予防するため、衛生対策の強化を推進し、生産性の向上に努める。

4 人獣共通感染症の発生防止

家畜を介して人に重大な疾病を引き起こす人獣共通感染症（サルモネラ、鳥インフルエンザ、クリプトスポリジウム等）について調査や遺伝子情報の解析を行い、防疫対策の強化に努める。

Ⅱ 事業実施方針

Ⅰ 家畜伝染病予防事業

(1) 牛

ア 牛海綿状脳症 (BSE)

「牛海綿状脳症特別措置法」や「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、BSE の特定症状を呈する牛および特定症状以外の BSE が否定できない症状を示す牛について、法第 5 条に基づく検査を実施する。

イ ヨーネ病

清浄度を維持するため、乳用牛および繁殖用肉用牛を対象に、法第 5 条に基づき計画的に 5 年ごとの検査を実施し、患畜の早期発見に努める。また、公共牧場で通年飼育されている乳用牛および繁殖用肉用牛については、毎年の検査を実施し、清浄度の維持に万全を期す。さらに、県外から導入する乳用牛および繁殖用肉用牛については、全頭着地検査を実施する。

ウ アカバネ病

全国的サーベイランスとして未越夏牛を対象に 6～11 月にかけて抗体調査を実施し、流行状況の解析と発生予察に努める。

エ 結核およびブルセラ症

清浄性維持サーベイランスとして輸入牛の結核およびブルセラ症、流死産した母牛のブルセラ症の検査等を実施し、患畜の早期発見に努める。

オ 牛伝染性リンパ腫

地域的サーベイランスとして、放牧牛を中心に抗体検査を行い、陽性牛の早期淘汰および衛生指導を行うことによりまん延防止を図る。

カ 牛ウイルス性下痢

地域的サーベイランスとして、繁殖雌牛等を飼養する農場において、県外導入牛とその分娩子牛の抗原検査等を実施し、県内での発生予防に努める。また、繁殖雌牛を飼養する農場において、バルク乳または 5 条検査の余剰血清等を用いた抗原検査等を実施し、まん延防止を図る。

キ その他の監視伝染病

その他の主要な呼吸器病(牛 RS ウイルス病、牛パラインフルエンザ等)や下痢症等の抗体検査を実施し発生予防や発生予察に努める。

(2) 豚

豚熱、アフリカ豚熱、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群 (PRRS) を最重点に取り組む。

ア 豚熱

ワクチン接種を実施し、その抗体保有状況を把握し発生予防に努める。

病性鑑定材料を用いて遺伝子検査を行う。

イ アフリカ豚熱

病性鑑定材料を用いて遺伝子検査を行う。

ウ オーエスキー病（AD）

県の防疫対策要領に基づき、繁殖豚および県外導入豚の抗体検査を実施し、陽性豚については淘汰指導を積極的に行い清浄度の維持に努める。

エ 豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）

繁殖養豚農家ごとの抗体検査を実施し、その浸潤状況を把握し、発生予防に努める。

オ その他の豚の疾病

主要な呼吸器病（萎縮性鼻炎、豚胸膜肺炎等）や下痢症（伝染性胃腸炎、豚流行性下痢等）等の伝染性疾病についても検査を実施し、予防措置を指導する。

（３）めん羊・山羊

法第５条により伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアルに基づいて、めん羊・山羊の病性鑑定を実施する。

（４）家きん

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザについては、法第５条により同病に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく定点モニタリング検査および強化モニタリング（一円モニタリング）検査を継続し、家きん農家の巡回指導を徹底し、早期発見指導に努める。

伝染性疾病（ニューカッスル病、鳥マイコプラズマ症等）について抗体検査を実施し、患畜の早期発見と適切な予防措置を指導する。

（５）馬

馬伝染性貧血については、国内の清浄性が確認されたことから、馬伝染性貧血の自衛防疫指針に基づき、輸入馬について着地検査時に自主検査を受けるよう助言・指導する。
なお、飼養衛生管理基準の遵守を指導する。

（６）蜜蜂

県外へ転飼する養蜂群を中心に、法第５条により検査（臨床、細菌）を行い、腐蛆病の発生予防に努める。

（７）集合施設

家畜共進会等について、法第５１条に基づき立入り、消毒の実施を指導し、伝染性疾病の発生予防に努める。

（８）飼養衛生管理基準の遵守指導

生産段階における衛生的な飼養管理が徹底されるように、家畜の飼養者に対して飼養衛生管理基準の遵守を指導する。また、家畜の健康観察と異状を発見した際の早期通報の徹底および埋却地の確保を指導する。

(9) 輸入家畜

輸入検疫開放後の家畜に対し、着地時に立入検査を実施するとともに 3 ヶ月間の隔離飼養を指導し、期間中の立入検査を行う。なお、輸入馬については、馬伝染性貧血の自衛防疫指針に基づく助言・指導を行う。

(10) 豚熱清浄化対策事業

豚へのワクチン接種を行うとともに、野生いのししのモニタリング調査等を実施することにより、豚熱の発生防止に努める。併せて、アフリカ豚熱の検査も実施する。

2 家畜衛生技術普及強化事業

家畜の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、生産性の向上を図るとともに、良質で安全な畜産物の生産を推進する。

(1) 牛

ワクチンおよび医薬品使用状況調査や適正使用指導を行うとともに、家畜飼養環境の改善を図る。また、乳用牛については、繁殖障害の防除のための検査や指導を、診療獣医師と連携して行うとともに、血液生化学検査や乳房炎検査を実施し、効率の診療の助言を行う。肉用牛については、若狭牛の生産性や肉質の向上に努めるとともに、受精卵移植により、若狭牛の生産の振興に努める。

(2) 豚

ワクチンおよび医薬品使用状況調査や適正使用指導を行うとともに、家畜飼養環境の改善を図り、慢性疾病による生産性低下の防止に努める。

(3) 家きん

ワクチンおよび医薬品使用状況調査や適正使用指導を行うとともに、家畜飼養環境の改善を図り、慢性疾病による生産性低下の防止に努める。また、家きん農家でのサルモネラの汚染状況調査を実施し、対策を講じる。

Ⅲ 家畜衛生関係手数料一覧表

Ⅰ 福井県手数料徴収条例（抜粋）

区 分	金 額（円）
農林水産部関係抜粋	
39 家畜検査手数料	
1 結核	220
2 馬伝染性貧血	1,200
3 トリコモナス病	340
4 ブルセラ症	220
5 寄生虫病	320
6 家きんサルモネラ症（ひな白痢）	60
7 腐蛆病	130
8 ヨーネ病	200

2 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例（抜粋）

区 分	金 額（円）
三 病性鑑定手数料	
イ 血液生化学検査手数料 1件につき	1,720
ロ 乳房炎検査手数料 1件につき	1,580
ハ 遺伝子検査手数料 1件につき	2,140
四 牛の受精卵移植手数料 1頭1回につき	5,880
五 死亡家畜等の焼却手数料	
イ 月齢が満12か月以上の牛 1頭につき	28,000
ロ 月齢が満6か月以上満12か月未満の牛 1頭につき	14,000
ハ 月齢が満6か月未満の牛 1頭につき	7,000
ニ 体高が147cm以上の馬 1頭につき	28,000
ホ 体高が147cm未満の馬 1頭につき	14,000
ヘ 豚、めん羊、山羊その他規則で定める動物 1頭につき	7,000

3 動物用医薬品販売関係申請手数料（抜粋）

区 分	金 額（円）
動物用医薬品販売業許可申請手数料	29,000
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	11,000
動物用医薬品販売業許可証書き換え手数料	2,000
動物用医薬品販売業許可証再交付手数料	2,900
動物用高度管理医療機器等販売・貸与業許可申請手数料	29,000

Ⅳ 主要事業の実施要領等

第Ⅰ 牛関係事業

Ⅰ 乳用牛衛生指導事業実施要領

(1) 目的

乳用牛の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、生産性の向上を図る。

(2) 対象

乳用牛

(3) 検査

- ア 導入牛検査（ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢）
- イ 牛伝染性鼻気管炎、イバラキ病、牛流行熱等の浸潤状況調査
- ウ 異常産検査（アカバネ病等）
- エ 乳房炎検査（PL テスト、細菌検査）
- オ 血液生化学検査（肝機能検査等）
- カ 寄生虫検査
- キ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携して指導を実施する。

2 肉用牛衛生指導事業実施要領

(1) 目的

肉用牛の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、生産性の向上を図る。

(2) 対象

肉用牛（繁殖牛・肥育牛）

(3) 検査

- ア 導入牛検査（ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢）
- イ 牛伝染性鼻気管炎、イバラキ病、牛流行熱等の浸潤状況調査
- ウ 異常産検査（アカバネ病等）
- エ 血液生化学検査
- オ 寄生虫検査
- カ 繁殖検査
- キ その他

(4) 実施方法および指導

市町からの依頼に基づき計画を樹立したうえで、市町の指定する協力獣医師および関係機関と連携して定期巡回指導と成績検討を実施し、経営の改善を図る。

3 繁殖管理技術指導事業実施要領

(1) 目 的

繁殖障害の発生予防と早期受胎を促進するため必要な検査ならびに指導を行い生産性向上と経営安定を図る。

(2) 対 象

乳用牛

(3) 検 査

ア 臨床検査

イ 繁殖検査

ウ その他

(4) 実施方法および指導

市町からの依頼に基づき、計画を樹立したうえで、市町の指定する協力獣医師および関係機関と連携して定期巡回指導と成績検討を実施し、経営の改善を図る。

4 受精卵移植技術向上対策事業実施要領

(1) 目 的

受精卵移植により若狹牛の生産を推進し受胎率の向上と技術の普及を図る。

(2) 対 象

乳用牛、肉用牛(繁殖牛)

(3) 検 査

ア 受卵牛の衛生検査

イ 受精卵移植の衛生検査

ウ 移植後の衛生検査

(4) 指 導

受胎率の向上のため適正な飼養管理技術の指導を行う。

5 酪農経営安定化事業

(1) 目 的

妊娠期の乳牛の健康診断を実施し、産後の起立不能および乳房炎を減らし、酪農経営の安定化を図る。

(2) 対 象

乳用牛

(3) 検 査

ア 血液生化学検査(肝機能、脂質代謝等)

イ 乳房炎精密検査(細菌検査、薬剤感受性試験)

ウ 細菌検査(糞便の細菌検査)

(4) 実施方法および指導

検査を実施し、検査結果に基づき診療獣医師および関係機関と連携し指導を実施する。

第2 豚関係事業

I 豚衛生指導事業実施要領

(1) 目的

豚の伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、経済効果の高い良質な豚肉生産の推進を図る。

(2) 対象

豚

(3) 検査

ア 県内の清浄性確認のための検査

オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群

イ 浸潤状況の把握および予防接種の効果の確認のための検査

豚熱

ウ 異常産調査

エ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携して指導を実施する。

第3 家きん関係事業

Ⅰ 家きん衛生指導事業実施要領

(1) 目的

家きんの伝染性疾病や飼養環境による生産阻害を防止し、良質で安全性の高い家きん卵、家きん肉生産の推進を図る。

(2) 対象

家きん（採卵鶏、肉用鶏）

(3) 検査

ア ニューカッスル病、鳥マイコプラズマ症等、伝染性疾病の抗体検査

イ サルモネラ汚染状況調査（採卵鶏）

ウ 高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ立入検査

エ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携し対策を実施する。

第4 共通事業

Ⅰ 家畜伝染病まん延防止対策事業実施要領

(1) 目的

家畜伝染病まん延防止のため特定疾病に対し監視を強化する。

(2) 対象

豚、家きん（採卵鶏、肉用鶏）、野鳥

(3) 検査

ア 鳥インフルエンザ、豚インフルエンザのモニタリング、抗体検査

イ 黄色ブドウ球菌等汚染状況調査

ウ その他

(4) 実施方法および指導

計画書に基づき巡回・検査・調査を行い、関係機関と連携して指導を実施する。

V 福井県防疫対策要領等

I 福井県牛伝染性リンパ腫防疫対策要領

牛伝染性リンパ腫のうち牛伝染性リンパ腫ウイルス(BLV)の感染によって発生する地方病性牛伝染性リンパ腫(以下「本病」という)は、全国的に発生頭数が多く、発症牛はと畜場で全部廃棄となること等から、農家にとって大きな経済的損失の原因の一つとなっている。

伝播様式は、垂直感染や水平感染があり、胎盤感染、経乳感染、汚染された注射針や直腸検査用手袋の連続的利用および吸血昆虫を介しての感染などが知られている。潜伏期間は一般に長く、感染しても発症率は低いため、無症状で経過している感染牛が主な感染源となる。発症牛では、消瘦、元気消失、眼球突出、下痢、便秘などを呈する。また、全身のリンパ節、各臓器に腫瘍を形成し、予後不良となる。

現在、本病に対する有効なワクチンや治療法がないことから、BLVの農場への侵入防止および農場内での感染拡大防止対策により、本病の発生を予防する必要がある。

1 目的

本県において、乳用牛および肉用繁殖牛を飼養する農場および公共牧場を中心に、農場内のBLV浸潤状況を把握し、まん延防止に努める。

2 方法

- (1) 抗体検査または遺伝子検査にてBLV感染の有無を判断する。
- (2) 県外からの導入牛に対し、着地検査を実施する。
- (3) 公共牧場は、県内の農場から牛を受入れる際は、当該牛に対し検査を実施する。
- (4) 公共牧場は、県内の農場に牛を譲渡する際は、当該牛に対し牧場長が必要と認めた場合に検査を実施する。
- (5) 農場内の浸潤状況を把握するための検査を定期的実施する(家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の余剰検体を用いた検査など)。なお、公共牧場については当該検査を年間2回以上実施する。
- (6) その他、家畜保健衛生所長が必要と認めた場合に検査を実施する。

3 指導

- (1) 感染牛は隔離して優先的に淘汰するよう努める。
- (2) 県外から牛を導入する際は、抗体陰性牛を導入するよう努める。また導入時は家畜保健衛生所に連絡し速やかに着地検査を受け、検査結果が判明するまで隔離するよう努める。
- (3) 水平感染を防止する。
 - ア 防虫ネットの設置および忌避剤の使用等により、ウイルスを媒介する「アブ」等の吸血昆虫による感染を防止する。
 - イ 感染牛の搾乳は、最後に行う。
 - ウ 注射針および直検手袋を1頭ごとに確実に交換する。

エ 除角、去勢、削蹄、耳標装着および鼻環装着等の実施後は止血を行い、器具は1頭ごとに消毒する。

(4) 垂直感染を防止する。

ア 感染牛は、できるだけ繁殖に供さない。

イ 感染牛の乳は、子牛に給与しない。やむを得ず給与する場合は、正確な温度制御が可能な加温器を用いて加温したもの、または一度完全に凍結し、融解したものを給与する。

附則

平成10年 制定

平成20年 7月31日一部改正

平成29年 6月 1日一部改正

令和 5年 7月11日一部改正

令和 7年 11月25日一部改正

2 福井県ヨーネ病防疫対策要領

第1 目的

この要領は、牛のヨーネ病（以下「本病」という。）の発生予防およびまん延防止対策を計画的かつ効果的に実施するために、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）および家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知）ならびに牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、本病の防疫対策に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

本要領において、次の1から11までに掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- 1 「新規発生確認」とは、3のカテゴリーⅠの農場において、本病の発生が確認されたことをいう。
- 2 「清浄確認」とは、本病の発生が確認されていないこと、または本病の発生が確認された後、第6に規定する措置および第7に規定する対策を講じ、患畜等（本病の患畜および疑似患畜をいう。以下同じ。）が確認されなくなったことをいう。
- 3 「カテゴリーⅠの農場」とは、清浄確認が行われており、第4の規定により予防対策が講じられ、かつ、第5の（1）に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。
- 4 「カテゴリーⅡの農場」とは、本病の発生があり、第6に規定する措置または第7に規定する対策を講じている農場をいう。
- 5 「抗体検査」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法のうち予備的抗体検出法による検査をいう。
- 6 「予備的遺伝子検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法のうち予備的遺伝子検出法（以下単に「予備的遺伝子検出法」という。）による検査（7のプール糞便検査で陽性となった検体に含まれる個体の糞便材料について行う予備的遺伝子検出法による検査を含む。）をいう。
- 7 「プール糞便検体」とは、複数個体の糞便材料を一つの検体として行う予備的遺伝子検査をいう。
- 8 「診断的遺伝子検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法（ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（プローブを用いるものに限る。）による方法）による検査をいう。
- 9 「遺伝子検査（定性判定）」とは、診断的遺伝子検査によるヨーネ菌DNAの有無を確認する判定をいう。
- 10 「遺伝子検査（定量判定）」とは、診断的遺伝子検査による糞便抽出液2.5 μ l中のヨーネ菌DNA濃度を基準とした判定（0.001pg/2.5 μ l以上の検体を陽性とする。）をいう。
- 11 「抗原検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項の分離培養法による細菌検査、予備的遺伝子検査または診断的遺伝子検査をいう。

第2の2

プール糞便検査は、規則別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法（ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（インターナルコントロールを用いるものに限る。）による方法）を用いて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）が定める「ヨーネ病検査マニュアル」に記載された手法に従い、行うものとする。

第3 対象牛

- 1 搾乳の用に供し、または供する目的で飼養している雌牛。
- 2 種付けの用に供し、または供する目的で飼養している雄牛。
- 3 前2の牛と同一施設内で飼養している牛。
- 4 繁殖の用に供し、または供する目的で飼養している肉用雌牛。

第4 発生予防対策

家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、獣医師等と連携し、牛の所有者に対し、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準ならびに次の1および2に掲げる事項を遵守するよう、助言または指導を行う。

1 適切な飼養衛生管理

牛の所有者は、適切な飼養衛生管理を行うため、次の(1)から(7)までに掲げる事項を行う。

- (1) 子牛は可能な限り早期に成牛（母牛を含む。）群から離して飼養すること。
- (2) 子牛への初乳給与にあたっては、清浄確認が行われており、かつ、第4に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳または代用初乳を摂取させること。
- (3) 分娩牛房は清潔に保つこと。
- (4) 牛の排せつ物および排せつ物を含む敷料については、草地等への直接還元は避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成（堆肥化）させること。
- (5) 牛舎内、特に牛床、飼槽およびウォーターカップについては、常に清潔に保つよう、定期的に清掃または消毒すること。
- (6) 農場入口での消毒薬の散布ならびに牛舎入口での専用作業靴への交換および踏込消毒槽の設置等による、入場車両および作業靴の消毒等の必要な措置を講ずること。
- (7) 日ごろより飼養牛の健康状態を観察し、何らかの異常が確認された場合には速やかに獣医師または家保に連絡し、必要な検査を受けること。

2 牛の移動の際の証明等

本病の農場への侵入は、ヨーネ菌に感染した牛の導入によるものが多いと考えられることから、牛の所有者は、出荷農場、導入農場双方の協力により次の(1)から(7)までに掲げる措置を確実に講じ、本病の発生予防に努める。

- (1) 農場への牛の導入にあたっては、出荷農場が第9の証明書によりカテゴリーⅠの証明を受けていることを確認する。また、カテゴリーⅠの証明を受けていることを確認した農場からの導入牛であっても、導入時には抗体検査、ヨーニン検査または抗原検査により陰性を確認する。

(2) やむを得ずカテゴリーⅡの農場から牛を導入する場合にあっては、過去6か月以内に最低3か月の間隔をあけた2回以上の抗原検査により陰性が確認された個体に限ること。あわせて、導入後に再度、1回以上の抗原検査により陰性を確認する。

なお、出荷月齢等の理由から、最低3か月の間隔をあけた2回以上の抗原検査の実施が困難なものについては、1回の抗原検査により陰性を確認した個体に限り出荷できるものとする。この場合においては、導入農場において導入後に最低3か月の間隔をあけた2回以上の抗原検査により陰性を確認すること。

また、導入農場は、導入牛が出荷の際に受けた検査（結果）回数を第9の証明書により確認した上で、家畜保健衛生所へ導入後の検査を依頼すること。

(3) カテゴリーⅠおよびⅡ以外の農場から牛を導入する場合は、第9の証明書により陰性を確認するよう努めること。陰性の確認されてない個体については、導入農場において、抗体検査、ヨーニン検査または抗原検査により陰性を確認する。

(4) 牛の出荷者は、(1) から (3) までの確認が円滑に行われるよう、第9の規定に基づき、必要な証明書の交付を家保から受けること。

(5) 牛を導入した場合には、該当牛について、(1) から (3) までの確認が終了するまでの間、隔離牛舎、空き牛舎等を利用し、他の飼養牛と接触させないよう隔離飼育すること。

ただし、肥育のみを行なう農場における牛の導入にあっては、(1) から (3) までの検査および隔離飼育は必ずしも必要ではない。

(6) 共進会等の催物を目的とした、カテゴリーⅡの農場からの牛の一時的な移動にあたっては、当該催物の開催者から出場の許可を得た場合であっても、当該移動牛について少なくとも(2)の規定に準じ、本病の陰性を確認すること。

また、カテゴリーⅡ以外の農場からの牛の移動についても、抗体検査、ヨーニン検査または抗原検査により、陰性を確認する。

(7) カテゴリーⅡの農場からの牛の移動に際しては、隔離・消毒の徹底等、輸送中の他の農場の牛が本病に感染することを防ぐための措置を講ずること。

第5 患畜または疑似患畜の判定

家畜防疫員は、次の(1) から (4) までの検査を実施し、規則別表第1 ヨーネ病の項の規定に基づき、患畜等を判定する。

- (1) 法第5条に基づく検査（サーベイランス）
- (2) 第4の2の(1) から (3) までの規定に基づく検査（以下「着地検査」という。）
- (3) 第6の4および第7に規定された同居牛の検査
- (4) その他病性鑑定等による自主検査

第6 患畜等確認時の防疫措置

家保は、獣医師および患畜等の所有者と連携し、次の1 から 6 までに掲げる防疫措置を講じる。

1 患畜等の隔離

本病の患畜等の所有者に対し、法第14条第1項の規定に基づき患畜等を速やかに隔離するよう指示する。

2 殺処分命令

本病の患畜の所有者に対し、法第 17 条第 1 項の規定に基づき、患畜が確認された後 2 週間以内に当該患畜の殺処分を行うよう命ずる。

3 消毒等

患畜等が確認された農場においては、患畜の所有者に対し、法第 25 条第 1 項の規定に基づき、牛舎内の消毒（石灰乳の塗布等）を行うよう指示するとともに、糞尿（発酵が不十分な堆肥を含む。）の適正な処理について指導する。また、上記の防疫措置が終了するまでの間、関係者以外の出入りを制限するよう指導する。

4 患畜確認時の検査

患畜が確認された農場においては、直ちに、法第 31 条または法第 51 条等に基づき、次の（1）および（2）に従い検査を実施する。ただし、第 4 の 2 の（1）から（5）までの規定に基づき、検査および隔離飼育中（直接または間接的に他の飼養牛と接触しない場合）に患畜が確認された場合にあっては、この限りではない。

（1）当該農場で飼養されている繁殖の用に供し、または供する目的で飼養されている 6 か月齢以上のすべての牛について、次のいずれかの検査（以下「同居牛検査」と総称する。）を実施すること。ただし、同居牛検査時に水様性下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床症状を示す個体については、②の検査を選択するとともに、必要に応じて糞便の細菌検査（直接鏡検）もあわせて実施すること。また、検査日前 1 か月の間に次の①または②の検査方法で検査を実施している場合は、当該検査を同居牛検査の一部とみなすことができる。

① 抗体検査または予備的遺伝子検査を行い、陽性となった個体について実施する診断的遺伝子検査

② 分離培養法による細菌検査または診断的遺伝子検査

（2）該当農場で飼養されている牛のうち、6 か月齢未満の牛については、本病の発生状況等を踏まえ、抗原検査またはヨーニン検査等を実施すること。

5 出荷農場に対する措置

家保は、着地検査で患畜が確認された場合は、検査の結果および疫学的な関連を考慮し、出荷農場に対し法第 51 条および 4 に基づく検査を行う。

なお、出荷農場が県外に所在する場合には、県は出荷農場の所在する都道府県に連絡し、連絡を受けた都道府県は出荷農場について必要な検査等を行なう。

6 病性鑑定の実施

本病の患畜については、細菌学的検査、病理学的検査等の病性鑑定を実施し、必要に応じて、その検査結果および病性鑑定材料を動物衛生研究部門に送付する。

第 7 まん延防止対策

家保は、獣医師および患畜の所有者等と連携し、第 6 に規定する発生確認時の防疫措置終了後、次に掲げるまん延防止対策を講ずる。

1 まん延防止のための検査

まん延防止のための検査は、次の（1）および（2）により実施する。ただし、新規発生確認の際に、水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等の臨床症状を示す患畜が確認された農場または第 6 に規定する措置もしくは 1 から 3 までの対策を実施している際に患畜が確認された農場等については、（1）の最終検査後 2 年間、少なくとも年 1 回同

居牛検査を実施する。なお、まん延防止のための検査については、検査手数料を徴収しないこととする。

(1) 第6の4の(1)に規定する検査の後、まん延防止のため、少なくとも年3回の同居牛検査を実施する。

(2) 第6の4の(2)に規定する検査を実施する。

2 自主検査の推進

家保は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、第6の4および1に規定する検査の他に、自主的な検査を実施するよう、助言指導を行う。

3 自主とう汰の推進

家保は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、次の(1)または(2)に該当する牛が確認された場合には、速やかに自主的にとう汰するよう助言または指導する。

(1) 高度な汚染が想定される農場で飼養されており、患畜と疫学的に関連が高い牛。

(2) 診断的遺伝子検査の結果、遺伝子検査（定性判定）により陽性となったもの（ただし、遺伝子検査（定量判定）により陽性となったものを除く。）

第8 サーベイランスの実施

第5の(1)の検査については、地域を指定して少なくとも5年ごとに実施する。

第9 検査証明書の交付

家保は、牛の所有者から、該当農場がカテゴリーⅠであることの証明またはヨーネ病検査において陰性であったことの証明に係る申請があった場合は、必要な事項について確認の上、別記様式により証明書を交付する。

付則

1. 平成12年制定
2. 平成20年 6月2日 改正
3. 平成20年12月1日 改正
4. 平成25年 4月1日 改正
5. 平成29年 6月1日 改正
6. 令和6年 7月1日 改正

(別記様式 Ⅰ)

農場カテゴリーⅠ 証明書交付申請書

年 月 日

福井県家畜保健衛生所長 様

申請者
住 所
氏 名

農場で飼養している牛を移動させたいので、当該農場が牛のヨーネ病防疫対策要領（平成 25 年 4 月 1 日 24 消安第 5999 号農林水産省消費・安全局長通知）においてカテゴリーⅠに分類される農場であることを証明願います。

記

1 農場名（所有者名）	
2 農場所在地	

(別記様式 2)

家保第 号

農場カテゴリー I 証明書

様

下記の農場は牛のヨーネ病防疫対策要領（平成 25 年 4 月 1 日 24 消安第 5999 号農林水産省消費・安全局長通知）において、カテゴリー I に分類されることを証明します。

記

1 農場名（所有者名）	
2 農場所在地	
3 最終検査実施年月日	
4 その他	

年 月 日

福井県家畜保健衛生所長

カテゴリー I とは

本病の発生が確認されていない、または本病の発生が確認されたが、本要領第 6 に規定する措置および第 7 に規定する対策を講じ、すべての検査での陰性が確認されたものであって、第 4 の規定により予防対策を講じており、かつ、第 5 の 1 に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

(別記様式 3)

ヨーネ病検査証明書交付申請書

年 月 日

福井県家畜保健衛生所長 様

申請者
住 所
氏 名

飼養している下記の牛を農場から移動させるので、ヨーネ病の検査の結果を証明願います。

記

移動先	1 移動予定年月日	
	2 移動先等 (所在地、農場名等)	
農場名等	1 農場名 (所有者名)	
	2 農場所在地等	
牛名号等	1 品 種	
	2 性 別	
	3 名 号	
	4 生年月日	

(別記様式 4)

家保第

号

ヨーネ病検査証明書

様

下記の牛についてヨーネ病の検査の結果を証明します。

記

農場名等	1 農場名(所有者名)			
	2 農場所在地等			
	3 患畜の最終発生日			
	4 農場における最終発生後の検査回数※			
牛名号等	1 品 種			
	2 性 別			
	3 名 号			
	4 個体識別番号			
	5 生年月日			
検査結果	1 検査の種類	遺伝子検査法	分離培養法	その他
	2 採材日/判定日 1 回目 2 回目 ○回目			
	3 結 果	陰性	陰性	陰性
導入農場における2回以上の再検査の必要性		必要／不要		

※同居牛検査に限る

年 月 日

福井県家畜保健衛生所長

【令和 7 年度家畜保健衛生事業成績】

I 家畜伝染病予防事業成績

第 I 予防事業

総括表

事業名	対象家畜	実施 頭羽群数	摘 要
1 ヨーネ病検査	牛	527	家畜伝染病予防法第 5 条および 5 1 条
2 牛伝染性疾病検査	牛	延11,011	臨床検査頭数(以下の検査を含む) 家畜伝染病予防法第 5 条 アカバネ病 家畜伝染病予防法第 5 1 条 牛伝染性リンパ腫 牛ウイルス性下痢 ブルセラ症
3 牛海綿状脳症検査	牛	2	家畜伝染病予防法第 5 条
4 豚熱検査	豚	186	家畜伝染病予防法第 5 条
5 豚伝染性疾病検査	豚	延18,553	臨床検査頭数(以下の検査を含む) 家畜伝染病予防法第 5 1 条 オーエスキー病(AD) 豚繁殖・呼吸障害症候群 (PRRS)
6 野生いのしし豚熱検査	いのしし	345	家畜伝染病予防法第 5 条
7 豚熱ワクチン接種	豚	6,079	家畜伝染病予防法第 6 条
8 伝達性海綿状脳症	めん羊・山羊	6	家畜伝染病予防法第 5 条
9 家きん伝染性疾病検査	家きん	延2,533,756	臨床検査羽数(以下の検査を含む) 家畜伝染病予防法第 5 および 5 1 条 高病原性鳥インフルエンザ ニューカッスル病 鳥マイコプラズマ症 家きんサルモネラ症 (ひな白痢)
10 腐蛆病検査	蜜蜂	420	家畜伝染病予防法第 5 条

Ⅰ ヨーネ病検査成績

市 町 名	ヨーネ病		
	検査戸数	検査頭数	陽性頭数
福 井 市	4	158	0
敦 賀 市	2	4	0
大 野 市	3	26	0
勝 山 市	3	153	0
あ わ ら 市	2	24	0
坂 井 市	2	18	0
若 狭 町	3	144	0
合 計	19	527	0

2 牛伝染性疾病検査成績

(1) アカバネ病の流行状況調査

勝山市および若狭町の2戸、計22頭を対象に6月から11月にかけて定期的に採血し抗体の動きを調査した。

疾 病 名	検 査 戸 数	検 査 頭 数	陽 転 頭 数			
			6 月	8 月	9 月	11 月
ア カ バ ネ 病	2	22	0	0	0	0

アカバネ病ウイルスの動きは確認されなかった。

(2) 牛伝染性リンパ腫

市 町 名	検 査 戸 数	検 査 頭 数	陽 性 頭 数
福 井 市	4	161	92
敦 賀 市	3	41	3
大 野 市	3	129	0
勝 山 市	3	372	0
あ わ ら 市	2	76	1
坂 井 市	4	55	0
若 狭 町	4	290	6
合 計	23	1,124	102

(3) 牛ウイルス性下痢

市	町	名	検査戸数	検査頭数	陽性頭数
福	井	市	3	17	0
敦	賀	市	2	6	0
大	野	市	3	44	0
勝	山	市	3	82	0
あ	わ	ら	2	10	0
坂	井	市	1	2	0
若	狭	町	2	10	0
合 計			16	171	0

(4) ブルセラ症

市	町	名	ブルセラ症		
			検査戸数	検査頭数	陽性頭数
敦	賀	市	1	2	0
大	野	市	1	1	0
合 計			2	3	0

3 牛海綿状脳症検査成績

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく分類

月 齢	合 計	特定症状牛	起立不能牛	BSE関連症状牛	と畜場牛	その他
		(ア) a	(ア) b	(ア) c	(ア) d	(ア) e
12か月齢未満	0	0	0	0	0	0
12か月齢以上	0	0	0	0	0	0
24か月齢以上	0	0	0	0	0	0
48か月齢以上	0	0	0	0	0	0
60か月齢以上	0	0	0	0	0	0
72か月齢以上	1	0	1	0	0	0
84か月齢以上	0	0	0	0	0	0
96か月齢以上	0	0	0	0	0	0
108か月齢以上	1	0	1	0	0	0
不 明	0	0	0	0	0	0
合 計	2	0	2	0	0	0

4.5. 豚熱検査および豚伝染性疾病検査成績

市 町 名	検査戸数	検査頭数および抗体陽性頭数					
		豚 熱		A D		P R R S	
		検査	陽性	検査	陽性	検査	陽性
大 野 市	1	60	41	60	0	60	0
越 前 市	1	120	109	213	0	213	0
坂 井 市	1	6	6	6	0	6	0
合 計	3	186	156	279	0	279	0

豚熱については、ワクチン接種による抗体陽性が確認された。

A D、P R R Sについては、抗体陽性豚は確認されなかった。

6 野生いのしし豚熱検査成績

(1) 豚熱遺伝子検査 (PCR 法)

市	町	名	検査頭数	陽性頭数	陽性率 (%)
福	井	市	40	0	0.0
敦	賀	市	10	3	30.0
小	浜	市	12	0	0.0
大	野	市	47	0	0.0
勝	山	市	30	2	6.7
鯖	江	市	5	0	0.0
あ	わ	ら	32	6	18.8
坂	井	市	10	0	0.0
永	平	寺	8	1	12.5
南	越	前	21	0	0.0
越	前	町	22	0	0.0
美	浜	町	54	3	5.6
高	浜	町	28	1	3.6
お	お	い	2	0	0.0
若	狭	町	24	0	0.0
合 計			345	16	4.6

併せて行ったアフリカ豚熱遺伝子検査は全頭陰性

(2) 豚熱抗体検査 (ELISA 法)

市	町	名	検査頭数	陽性頭数 (擬陽性含)	陽性率 (%)
福	井	市	40	9	22.5
敦	賀	市	8	3	37.5
小	浜	市	12	2	16.7
大	野	市	36	13	36.1
勝	山	市	29	20	69.0
鯖	江	市	4	2	50.0
あ	わ	ら	26	9	34.6
坂	井	市	8	5	62.5
永	平	寺	7	3	42.9
南	越	前	21	3	14.3
越	前	町	21	5	23.8
美	浜	町	51	9	17.6
高	浜	町	27	1	3.7
お	お	い	2	1	50.0
若	狭	町	22	3	13.6
合 計			314	88	28.0

7 豚熱ワクチン接種成績

市 町 名	繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	その他	合計
越 前 市	284	2	5,831	0	6,117
坂 井 市	2	1	8	0	11
合 計	286	3	5,839	0	6,128

8 伝達性海綿状脳症検査成績（めん羊・山羊）

畜 種	合計		雄		雌	
	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数	検査頭数	陽性頭数
め ん 羊	2	0	0	0	2	0
山 羊	4	0	1	0	3	0

9 家きん伝染性疾病検査成績

（1） 高病原性鳥インフルエンザ（定点モニタリング）

市 町 名	調 査 項 目	検 査 材 料	検 体 数	陽性数
福 井 市 坂 井 市 池 田 町 (計3ヶ所)	抗 体 検 査	血 清	120 (10羽×4ヶ月×3定点)	0

調査期間：6月～9月

（2） 高病原性鳥インフルエンザ（強化モニタリング）

市 町 名	検 査 戸 数	検 査 羽 数	陽 性 羽 数
福 井 市	5	50	0
敦 賀 市	1	10	0
勝 山 市	1	10	0
鯖 江 市	1	10	0
あ わ ら 市	2	20	0
越 前 市	3	30	0
坂 井 市	4	40	0
池 田 町	1	10	0
南 越 前 町	2	20	0
お お い 町	1	10	0
若 狭 町	1	10	0
合 計	22	220	0

(3) ニューカッスル病 (ND)、鳥マイコプラズマ症 (MG、MS)

市 町 名	検査戸数	検査羽数	抗体価			
			N		M G	M S
			5 倍未満	5 倍以上	陽性羽数	陽性羽数
福 井 市	5	100	20	80	99	98
敦 賀 市	1	20	0	20	20	20
勝 山 市	1	20	20	0	10	10
鯖 江 市	1	20	0	20	20	20
あわら市	2	40	0	40	40	40
越 前 市	3	60	0	60	60	60
坂 井 市	5	80	0	80	80	80
池 田 町	1	20	0	20	20	20
南越前町	2	40	20	20	40	40
おおい町	1	20	0	20	20	20
若 狭 町	1	20	0	20	20	20
合 計	23	440	60	380	429	428

(4) 家きんサルモネラ症 (ひな白痢)

市 町 名	飼養羽数	検査羽数	陽性羽数
坂 井 市	396	55	0
合 計	396	55	0

10 腐蛆病検査成績

市 町 名	検査場所	実施群数	病 群 数	備 考
敦 賀 市	2	130	0	10月
大 野 市	5	170	0	5月、6月
坂 井 市	1	120	0	10月
合 計	8	420	0	

第 2 監視伝染病発生状況

伝 染 性 疾 病 の 種 類	区 分	家畜の種類	発 生 年 月	市 町	件 数	頭羽群数
牛伝染性リンパ腫	届出	牛	令和7年12月	勝山市	1	1

Ⅱ 家畜衛生技術普及強化事業成績

総括表

事業名	対象	実施頭羽数	摘要
1 家畜飼養衛生環境改善特別指導事業	牛・豚・家きん		
・乳用牛衛生検査	乳用牛	3,634頭	臨床検査頭数
・肉用牛衛生検査	肉用牛	7,377頭	臨床検査頭数
		104頭	肉用牛繁殖検診頭数
・豚衛生検査	豚	18,553頭	臨床検査頭数
		186頭	精密検査頭数
・家きん衛生検査	家きん	2,533,756羽	臨床検査羽数
2 繁殖管理技術指導事業	乳用牛	1,464頭	検診頭数
3 動物薬事	動物用医薬品 販売業者	5か所	販売業者の検査指導
4 受精卵移植技術向上対策事業	牛	395頭	受精卵移植の実施
5 家畜伝染病まん延防止対策事業			
・家畜伝染病まん延防止体制強化	豚	2検体	インフルエンザモニタリング
	家きん	120検体	
	野鳥	2検体	
・動物由来感染症監視対策強化	乳用牛	110検体	黄色ブドウ球菌
	豚	36検体	レンサ球菌
	家きん	23戸 89検体	サルモネラモニタリング
6 酪農経営安定化事業	乳用牛	19戸 930頭	

Ⅰ 家畜飼養衛生環境改善特別指導事業成績

乳用牛衛生検査は２繁殖管理技術指導事業成績を参照

（１）肉用牛衛生検査

市 町 名	対象戸数	飼養頭数	実施回数	繁殖検診頭数
福 井 市	3	256	6	22
敦 賀 市	2	52	11	37
越 前 市	1	20	0	0
坂 井 市	13	959	6	30
池 田 町	3	249	4	10
美 浜 町	2	107	3	5
お お い 町	1	16	0	0
若 狭 町	2	34	0	0
合 計	27	1,693	30	104

（２）豚衛生検査

市 町 名	対象戸数	飼養頭数	実施回数	臨床検査頭数	精密検査頭数
大 野 市	1	168	2	336	60
越 前 市	1	2,275	8	18,200	213
坂 井 市	1	3	2	6	6
合 計	3	2,446	12	18,542	279

（３）家きん衛生検査

市 町 名	対象戸数	飼養羽数	実施回数	臨床検査羽数	精密検査羽数
福 井 市	5	5,266	10	10,532	100
敦 賀 市	1	285	2	570	20
勝 山 市	1	150	2	300	20
鯖 江 市	1	195	2	390	20
あ わ ら 市	2	196,311	4	392,622	40
越 前 市	3	37,060	6	74,120	60
坂 井 市	5	456,604	8	913,208	80
池 田 町	1	400	2	800	20
南 越 前 町	2	100,300	4	200,600	40
お お い 町	1	195	2	390	20
若 狭 町	1	7,000	2	14,000	20
合 計	23	803,766	44	1,607,532	440

2 繁殖管理技術指導事業成績（乳用牛衛生検査と同時実施）

市 町 名	対 象		巡 回 回 数	検 査 頭 数
	戸 数	農 家 頭 数		
福 井 市	3	146	12	307
敦 賀 市	1	28	12	96
大 野 市	4	149	12	290
勝 山 市	2	110	12	346
あ わ ら 市	2	146	12	347
坂 井 市	2	49	12	78
美 浜 町	1	58	0	0
合 計	15	686	72	1,464

3 動物薬事関係業務成績

区 分 業 種		許可件数	新規許可件数	許可更新件数	許可関係事項変更届出件数	許可廃止件数	立入検査実施件数	違反発見件数	備考
販 売 業	店舗販売業	7	0	0	4	0	0	0	
	特例店舗販売業	40	1	0	5	0	3	0	
	卸売販売業	10	0	0	9	0	0	0	
	再生医療等販売業	2	0	0	2	0	0	0	
	配置販売業	0	0	0	0	0	0	0	
賃 販 貸 売 業 ・	高度管理医療機器	9	0	0	6	0	1	0	
	管理医療機器	17	1	-	7	1	1	0	
合 計		85	2	0	33	1	5	0	

4 受精卵移植技術向上対策事業成績

(1) 移植の状況

令和8年3月31日 現在

戸数	検査頭数	移植実施頭数	移植未実施頭数			
18	540	395	黄体形成不全	卵巣のう腫	その他	計
			88	23	34	145

(2) 移植成績

令和8年5月28日 現在

移植方法	受精卵種類	移植頭数	受胎頭数	未確認頭数	受胎率
1卵移植	新鮮卵	1	0	0	0.0%
	凍結卵	394	148	3	37.9%

5 家畜伝染病まん延防止対策事業成績

(1) 家畜伝染病まん延防止体制強化

① 豚インフルエンザ調査

検査項目	検査戸数	検体数	陽性数
抗原検査	2	2	0

② 高病原性鳥インフルエンザ調査（定点モニタリング）

市町名	調査項目	検査材料	検体数	陽性数
福井市 坂井市 池田町 (計3ヶ所)	抗体検査	血清	120 (10羽×4ヶ月×3定点)	0

調査期間：6月～9月

③ 死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査

検査日	回収場所	種類	検査羽数	簡易検査陽性羽数	遺伝子検査陽性羽数
令和7年4月7日	あわら市	オシドリ	1	0	0
令和8年3月8日	福井市	カンムリカイツブリ	1	0	0

(2) 動物由来感染症監視対策強化

① 黄色ブドウ球菌調査（モニタリング）

検 査 材 料	検 査 戸 数	検 体 数	陽 性 数
乳 汁	9	110	20

② 豚レンサ球菌調査（モニタリング）

検 査 材 料	検 査 戸 数	検 体 数	陽 性 数
臓 器	1	36	0

③ 家きん農場におけるサルモネラ汚染状況検査

市 町 名	検 査 戸 数	塵 埃	
		検 体 数	陽 性 数
福 井 市	5	19	0
敦 賀 市	1	4	0
勝 山 市	1	4	0
鯖 江 市	1	4	0
あ わ ら 市	2	8	2
越 前 市	3	12	2
坂 井 市	5	20	0
池 田 町	1	4	0
南 越 前 町	2	6	0
お お い 町	1	4	0
若 狭 町	1	4	0
合 計	23	89	4

6 酪農経営安定化事業成績

対象農家戸数	対 象 頭 数	巡回指導回数	乳 房 炎 検 査 頭 数	血 液 生 化 学 検 査 頭 数
19	930	228	91	146

(1) 乳房炎検査頭数（重複）

黄色ブドウ球菌	ブドウ球菌	レンサ球菌	腸内細菌	その他の菌	異常なし
20	10	18	3	22	41

(2) 血液生化学検査（重複）

肝機能低下	腎機能低下	炎症性疾患	筋損傷	ケト-シス	Ca低下	貧血	その他の疾患	異常なし
13	3	7	19	4	7	7	22	63

Ⅲ 病性鑑定成績

Ⅰ 概要

病性鑑定実施件数は 289 件（前年度：333 件）で、実施頭羽数は 501 頭羽（前年度：675 頭羽）、検体数は 584 検体（前年度：782 検体）であった。畜種別では、乳用牛は 301 頭、355 検体（前年度：407 頭、531 検体）、肉用牛は 71 頭、73 検体（前年度：148 頭、148 検体）、豚は 6 頭、6 検体（前年度：7 頭、7 検体）、めん羊・山羊は 83 頭、110 検体（前年度：50 頭、33 検体）、家きんは 12 羽、12 検体（前年度：34 羽、34 検体）となった。

全体的に病性鑑定実施件数は年々減少傾向にある。特に乳用牛および肉用牛では廃業する農家が増え、飼養頭数が減少していることが大きな要因と考えられる。前年度に特に肉用牛で一時的に死廃頭数が増加したが、夏季の猛暑や飼料価格高騰への対応不足が影響したのではないかと考えられる。今年度も相変わらず猛暑と生産コストの高騰が続き、畜産農家の経営を圧迫しているが、死廃頭数は一旦落ち着いた状況となった。一方でめん羊・山羊の病性鑑定頭数については近年増加傾向にあり、今年度の病性鑑定頭数は前年度の 1.5 倍以上、検体数は 3 倍以上となっている。特に寄生虫検査の依頼が増加していることから、飼養者における駆虫への関心が高まりつつあると考えられる。

依頼者別の内訳では、例年どおり飼養者からの依頼が最も多かった（205 件、70.9%）。項目別では、細菌検査が 151 件（前年度：174 件）、ウイルス検査が 27 件（前年度：30 件）、寄生虫検査が 50 件（前年度：38 件）、生化学検査が 88 件（前年度：86 件）、病理検査が 59 件（前年度：77 件）であった。

家畜伝染病の発生は確認されなかった。届出伝染病の発生は、牛伝染性リンパ腫（散発型）1 例のみであった（家畜保健衛生所にて診断した症例に限る）。

監視伝染病以外の伝染性疾病に関して、乳用牛では牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症、牛ロタウイルス病、牛コロナウイルス病、牛コクシジウム病、小型ピロプラズマ病、肉用牛では牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症、牛大腸菌症、サルモネラ症、牛ロタウイルス病、めん羊・山羊では消化管内線虫症、肝蛭症、コクシジウム病の発生がみられた。

おもな死廃原因として、乳用牛では股関節脱臼、低カルシウム血症およびダウナー牛症候群、肉用牛では鼓脹症、牛クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症および尿石症、めん羊・山羊では消化管内線虫症および肝蛭症などが挙げられる。

乳房炎検査では、黄色ブドウ球菌、レンサ球菌、コアグラージェ陰性ブドウ球菌、腸内細菌などが分離された。

2 家畜別病性鑑定実施件数

	乳用牛	肉用牛	馬	豚	めん羊 山羊	家きん	その他	合 計
件 数	162	60	8	6	40	3	10	289
頭 数	301	71	17	6	83	12	11	501
検体数	355	73	17	6	110	12	11	584

3 月別病性鑑定実施件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乳 用 牛 件 数	6	8	16	15	21	18	15	12	12	10	12	17	162
乳 用 牛 頭 数	6	9	59	19	28	23	36	26	14	26	13	42	301
乳 用 牛 検体数	7	12	62	31	29	28	36	28	14	50	16	42	355
肉 用 牛 件 数	5	7	4	6	3	5	4	2	7	6	4	7	60
肉 用 牛 頭 数	5	7	5	6	3	5	4	2	11	10	4	9	71
肉 用 牛 検体数	5	7	5	7	3	5	4	2	11	11	4	9	73
馬 件 数	0	2	1	0	1	0	0	2	0	0	1	1	8
馬 頭 数	0	2	1	0	1	0	0	11	0	0	1	1	17
馬 検体数	0	2	1	0	1	0	0	11	0	0	1	1	17
豚 件 数	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	6
豚 頭 数	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	6
豚 検体数	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	6
めん羊 件 数	2	1	4	4	2	2	8	2	5	4	3	3	40
山 羊 頭 数	13	1	6	4	2	12	16	6	13	4	3	3	83
山 羊 検体数	6	1	6	4	2	24	24	11	21	4	4	3	110
家 き ん 件 数	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
家 き ん 頭 数	0	0	0	3	8	0	0	0	1	0	0	0	12
家 き ん 検体数	0	0	0	3	8	0	0	0	1	0	0	0	12
そ の 他 件 数	1	1	4	1	0	0	1	0	1	1	0	0	10
そ の 他 頭 数	1	1	5	1	0	0	1	0	1	1	0	0	11
そ の 他 検体数	1	1	5	1	0	0	1	0	1	1	0	0	11
合 計 件 数	14	19	29	28	29	26	28	18	26	22	21	29	289
合 計 頭 数	25	20	76	34	43	41	57	45	40	42	22	56	501
合 計 検体数	19	23	79	47	44	58	65	52	48	67	26	56	584

4 依頼者別内訳

	県機関	市町	農共済	農協等	民間 獣医師	飼養者	その他	合計
件数	15	0	18	0	11	118	0	162
乳用牛頭数	16	0	19	0	13	253	0	301
検体数	38	0	20	0	14	283	0	355
件数	4	0	11	1	8	36	0	60
肉用牛頭数	4	0	11	1	8	47	0	71
検体数	4	0	11	1	9	48	0	73
件数	0	0	0	0	0	8	0	8
馬頭数	0	0	0	0	0	17	0	17
検体数	0	0	0	0	0	17	0	17
件数	0	0	0	0	0	6	0	6
豚頭数	0	0	0	0	0	6	0	6
検体数	0	0	0	0	0	6	0	6
件数	4	1	0	0	0	35	0	40
めん羊頭数	6	1	0	0	0	76	0	83
山羊検体数	6	1	0	0	0	103	0	110
件数	0	1	0	0	0	2	0	3
家きん頭数	0	1	0	0	0	11	0	12
検体数	0	1	0	0	0	11	0	12
件数	1	9	0	0	0	0	0	10
その他頭数	2	9	0	0	0	0	0	11
検体数	2	9	0	0	0	0	0	11
件数	24	11	29	1	19	205	0	289
合計頭数	28	11	30	1	21	410	0	501
検体数	50	11	31	1	23	468	0	584

5 項目別病性鑑定実施件数（重複）

	現地調査	細菌	ウイルス	寄生虫	生化学	病理	その他	合計
乳用牛件数	3	91	12	5	60	18	0	189
乳用牛頭数	-	169	14	5	156	18	0	362
肉用牛件数	2	28	8	7	19	13	0	77
肉用牛頭数	-	77	11	9	19	13	0	129
馬件数	0	4	0	1	1	5	0	11
馬頭数	-	4	0	1	10	5	0	20
豚件数	0	6	6	0	3	4	0	19
豚頭数	-	6	6	0	3	4	0	19
めん羊件数	6	13	0	35	5	10	0	69
山羊頭数	-	38	0	65	25	10	0	138
家きん件数	3	1	0	1	0	1	0	6
家きん頭数	-	1	0	8	0	1	0	10
その他件数	1	8	1	1	0	8	0	19
その他頭数	-	9	1	1	0	9	0	20
合計件数	15	151	27	50	88	59	0	390
合計頭数	-	304	32	89	213	60	0	698

6 依頼目的別病性鑑定実施件数（主な検査依頼項目、一部重複）

依頼目的	乳用牛		肉用牛		馬		豚		めん山羊		家きん		その他	
	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数
死 亡	32	32	30	30	5	5	2	2	17	17	2	4	9	9
廃 用														
起立不能・困難	22	22	4	4	2	2	2	2						
食欲不振	1	1					1	1						
発育不良	1	1	1	1									1	1
排尿障害	1	1	1	1										
その他			2	2			1	1						
異常産、死産	5	5	1	2										
下痢、血便	5	17	6	16					18	34				
乳房炎検査	55	85												
生化学検査														
食欲不振	16	18	7	7										
起立不能、困難	14	16												
健康診断	6	100			1	10								
ビタミンA検査			8	36										
活力低下			2	2										
その他	6	6	5	5					5	32			1	1
寄生虫検査	2	2	3	5					17	26	1	8		
その他	1	20	1	40					1	20				

7 主な畜種別病性鑑定結果

畜 種	依頼目的	診 断 名	件数	頭数
【乳用牛】	死因	肺炎	4	4
		循環障害	2	2
		食滞	2	2
		甚急性乳房炎	2	2
		衰弱	2	2
		創傷性第二胃炎	2	2
		ダウナー牛症候群	2	2
		牛コクシジウム病	1	1
		牛コロナウイルス病	1	1
		虚弱子牛症候群	1	1
		小型ピロプラズマ病	1	1
		子宮内膜炎	1	1
		腎機能障害	1	1
		先天性結腸閉鎖	1	1
		敗血症	1	1
		肝機能障害	1	1
		牛クロストリジウム・パーフリングス感染症	1	1
		牛伝染性リンパ腫（散発型）	1	1
		子宮脱	1	1
		出血性腸症候群	1	1
		尿石症	1	1
	死産・異常産	分娩事故（胎仔失位）	2	2
		小型ピロプラズマ病	1	1
		原因不明	2	3
	廃用	股関節脱臼	6	6
		低カルシウム血症	4	4
		敗血症	4	4
		筋損傷	3	3
		ダウナー牛症候群	3	3
		食滞	2	2
		肺炎	2	2
		子宮捻転	1	1
		衰弱	1	1
		副鼻腔炎	1	1
		蜂窩織炎	1	1
		疣贅性心内膜炎	1	1
	起立困難・不能	筋損傷	6	6

		低カルシウム血症	6	6
		肝機能低下	3	3
下痢		牛ロタウイルス病（ロタウイルス A）	2	4
食欲不振・廃絶		炎症	6	6
		貧血	6	6
		肝機能低下	4	4
		低カルシウム血症	3	3
		筋損傷	2	2
		低蛋白血症	2	2
		ケトーシス	1	1
		腎機能低下	1	1
乳房炎		黄色ブドウ球菌	13	20
		レンサ球菌	13	18
		コアグラージェ陰性ブドウ球菌	8	10
		腸内細菌	3	3
		その他	15	22
【肉用牛】	死因	鼓脹症	8	8
		牛クロストリジウム・パーフリンゲンズ感染症	7	7
		分娩事故	4	4
		窒息	3	3
		衰弱	2	2
		肺炎	2	2
		腹腔内出血	2	2
		牛大腸菌症	1	1
		黄疸	1	1
		肝膿瘍	1	1
		第四胃潰瘍	1	1
		疣贅性心内膜炎	1	1
	死産、流産	原因不明	1	2
	廃用	尿石症	3	3
		関節炎	2	2
		骨折	2	2
		肝膿瘍	1	1
		遺残臍帯炎	1	1
		虚弱子牛症候群	1	1
		鼓脹症	1	1
		子宮脱	1	1
	下痢	サルモネラ症	1	1
		牛ロタウイルス病	1	3
		原因不明	1	1

	食欲不振・廃絶	筋損傷 腎機能低下 炎症 肝機能低下	2 2 1 1	2 2 1 1			
【馬】	死因	肺炎 セミノーマ 横隔膜ヘルニア 腎障害 老衰	2 1 1 1 1	2 1 1 1 1			
		廃用	股関節脱臼 骨盤骨折	1 1	1 1		
		【豚】	死因	子宮内膜炎 消化管通過障害	1 1	1 1	
				廃用	炎症性疾患 播種性血管内凝固 腹膜炎 分娩ストレス	1 1 1 1	1 1 1 1
			【めん羊・山羊】	死因	消化管内線虫症 肝蛭症 コクシジウム病 胃内異物 栄養障害 多臓器不全 出血性ショック 第一胃食滞 尿石症 播種性血管内凝固	8 5 2 1 1 1 1 1 1 1	8 5 2 1 1 1 1 1 1 1
	下痢				消化管線虫症 コクシジウム病 肝蛭症	3 2 1	3 2 5
【家きん】	死因・廃用	衰弱 消化管内線虫症 肝機能障害 卵塞症 腸炎			2 1 1 1 1	3 3 1 1 1	
		合　　計			261	295	

